

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る  
郵便番号600-8652

## 「成年後見制度取次サービス」の拡充について ～京都弁護士会と連携協定を締結～



京都銀行（頭取 土井 伸宏）では、成年後見制度を含む法律全般に関するお客さまからのご相談によりきめ細かく対応するため、京都弁護士会（以下、「弁護士会」と連携協定を締結し、2021年4月26日（月）から、「成年後見制度取次サービス」での弁護士会への取り次ぎおよび弁護士の紹介を開始しますのでお知らせいたします。

当行では、2015年より「成年後見制度取次サービス」を開始し、ご希望のお客さまに司法書士の紹介を行ってまいりました。今般、お客さまの多様化するニーズにお応えするため、弁護士会との協定締結により、新たに弁護士の紹介を可能にいたします。

当行は、今後も地域社会と連携・協力し、すべてのお客さまが安心・安全に金融サービスをご利用いただける持続可能な社会の実現に努めてまいります。

記

### 1. 協定先

京都弁護士会

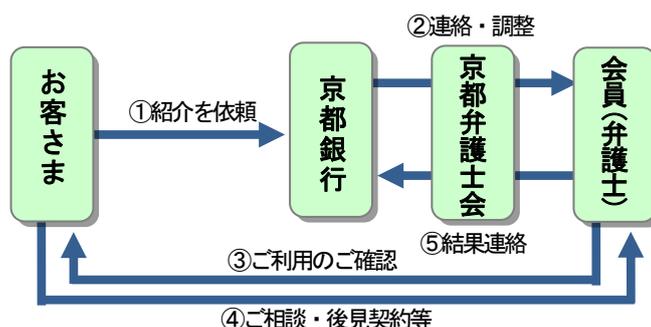
所在地：京都市中京区富小路通丸太町下ル

代表者：会長 大脇 美保

組織概要：京都府内所在の弁護士法人・弁護士により組織され、市民向けサービスとして、法律相談・弁護士紹介等を実施している。

### 2. 本件サービス概要

#### (1) フロー



ア. 当行が、お客さまから、成年後見制度に関する相談や制度の利用に関して、弁護士会への取り次ぎの依頼を受け付ける※（フロー①）。

イ. 当行から連絡を受けた弁護士会は、所属会員の中から担当弁護士を決定する（フロー②）。

ウ. 担当弁護士は、お客さまに連絡し、利用確認を行う（フロー③）。

エ. 担当弁護士は、成年後見制度等に関する相談を受け付けし、お客さまの判断により必要に応じて任意後見契約等を締結する（フロー④）。

オ. 弁護士会は、当行へ相談の結果について連絡する（フロー⑤）。

※原則、成年後見制度を利用されるご本人さまが京都府内にお住まいの場合のみ受付可能とさせていただきます。

(2) 手数料

本取次サービスは無料です。

※取次後の弁護士への相談費用等は、お客さまと担当弁護士との間で個別に決定いただきます。

(3) 取扱開始日

2021年4月26日(月)

以上

<ご参考> 「成年後見制度取次サービス」について

1. サービス概要

成年後見制度に関する相談や利用を希望されるお客さまを、当行が協定先に取り次ぎ、協定先が推薦する司法書士または弁護士を、お客さまにご紹介するものです。

2. 協定先(本件含む)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート、京都弁護士会

京都銀行グループでは、従来から「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念に基づいた企業活動を行ってまいりました。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践であるSDGs達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースにその目標であるSDGsのアイコンを明示しております。

【SDGs】2015年9月に国連で採択された、経済・社会・環境のあり方についての2030年までの世界共通目標。17のゴールと169のターゲットで構成されている。

